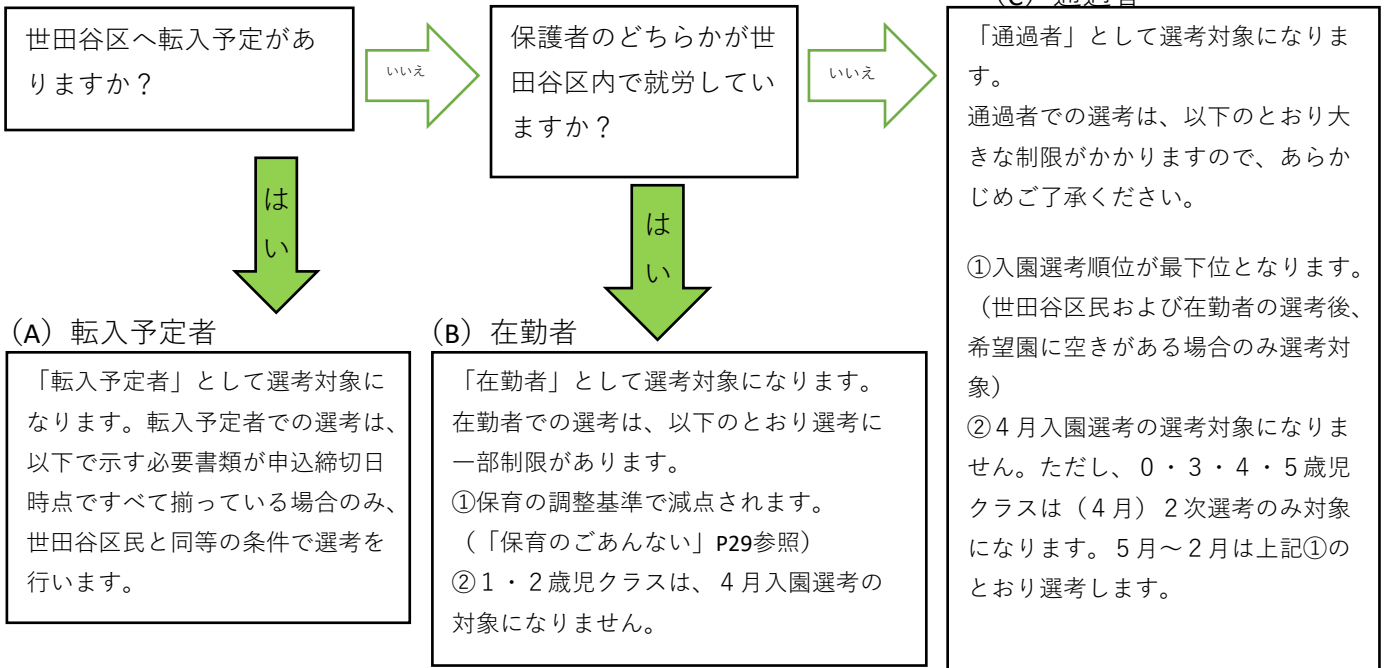


現在世田谷区外にお住まいで、世田谷区の保育園へ申込みされる方

1. まずは世田谷区へ申込みができるかご確認ください。



2. 以下のチェックリストを確認のうえ、申込手続きをおこなってください。

※注意※ 申込先は、現在お住まいの市区町村です。世田谷区の申込締切日までに世田谷区へ書類が届くよう、日程に余裕を持って（世田谷区の申込締切日一週間前程度までに）現在お住まいの市区町村でお手続きください。

- ◆ 入園希望月の申込締切日（世田谷区）を確認してください。（「保育のごあんない」P14参照） チェック
- ◆ 必要書類について、不足書類がないかご確認ください。（書類不足や不備は選考対象になりません。）

すべての申込者が準備するもの	① 現在お住まいの市区町村様式の入園申込書	<input type="checkbox"/>
	② 現在お住まいの市区町村様式の教育・保育給付認定申請書	<input type="checkbox"/>
	③ 現在お住まいの市区町村様式の要件確認書類（就労証明書、就学状況申告書、就労確約書等）	<input type="checkbox"/>
	④ 保育料を決定するための税書類（写し可） ↳ 令和3年度の「住民税課税証明書」または「住民税決定（納税）通知書」を添付してください。	<input type="checkbox"/>
	⑤ 世田谷区様式の保育所等入園（転園）申込書兼教育・保育給付認定申請書（2号・3号用）	<input type="checkbox"/>
世田谷区へ転入予定がある方のみ	⑥ 転入に関する申立書	<input type="checkbox"/>
	世田谷区への転入を証明する資料（以下のいずれか1点が必要） ⑦ ◎ 契約期日の記載がある、家の賃貸借契約書の写し ◎ 引渡日の記載がある、売買契約書の写し ◎ （世田谷区在住の親族を同居する場合は）同居予定に関する申立書	<input type="checkbox"/>

- ◆ 現在お住まいの市区町村へお申し込みください。 チェック

3. 世田谷区へ転入予定の方は、以下も必ずご確認ください。

※世田谷区へ転入後は、入園の可否にかかわらず、あらためてお住まいの地域の各総合支所子ども家庭支援課へお申し込みください。その際は、上記⑤と世田谷区様式の要件確認書類をご提出ください。 チェック

★世田谷区へ転入予定の方が内定した場合、次のお手続きが必要です。

- ※どちらか一方でもお手続きが欠けた場合は、内定取消になります。 チェック
- 1) 入園月の前月までに世田谷区へ転入すること。
 - 2) 入園月の1日（1日が閉庁日の場合は翌開庁日）までに世田谷区での入園申込みをすること。